

## 社会福祉法人東山愛光会役員等報酬及び費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人東山愛光会の定款第8条及び第21条の規程に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という。）並びに理事長が認めた委員の報酬並びに費用弁償の額及びその支給について必要な事項を定めることを目的とする。

(役員等)

第2条 役員等とは、定款第5条並びに第15条第1項及び理事長が認めた委員をいう。

(役員等の報酬)

第3条 役員等の報酬の額は別表第1に定める額とする。ただし、常勤の職員を兼ねる者には支給しない。

2 会計年度の途中において理事長でなくなった場合の報酬額は、月割りによって計算する。この場合1月未満の端数は、1月として計算する。

3 理事長及び業務執行理事の報酬の支給にあたっては、理事長は週1日以上、業務執行理事は週2日以上の出勤を原則とする。

4 業務執行理事の報酬は理事長が定める勤務形態に応じ、支給するものとする。

(費用弁償)

第4条 役員等が会議等に出席したときは、第3条に定める報酬のほか、別表2に定める額を旅費として運賃又は車賃を支給する。

(規程の改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年5月22日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

別表1 役員等の報酬

(1) 評議員の報酬

役 職	報酬日額 (1人当たり)	年度総額 (1人当たり)	年間総額 (合計)
評 議 員	4,000円	20,000円	160,000円

(2) 役員等の報酬

役 職	報酬日額 (1人当たり)	年度総額 (1人当たり)	年間総額 (合計)
理 事 長	—	360,000円	360,000円
業 務 執 行 理 事	—	1,200,000円	1,200,000円
理 事	7,000円	35,000円	245,000円
監 事	7,000円	70,000円	140,000円

(3) 理事長が認める委員の報酬

	報酬日額 (1人当たり)	備 考
委 員	3,000円	地域密着型運営推進会議委員・入所検討委員

別表2 (第4条関係)

両磐市町及び奥州市を除く地域	鉄道賃	旅客運賃	普通運賃による
		急行または特別急行料金	片道100キロメートル以上の場合に認める。 ただし、自由席による実費
	船賃		下級料金による
	航空賃		実費
	車賃	バス等利用	実費 ただし、東京都に限り1日1000円を支給
		自家用車利用	1キロメートルにつき30円 あらかじめ認めた駐車料金及び高速道路利用料も含む
	日当		1日1800円
	宿泊料		1泊9000円
両磐市町及び奥州市	車賃		実費
	日当		1日1000円